

行政視察（平成 25 年 6 月）の調査に関する決議

1 調査事項

本議会は、地方自治法第 100 条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- ① 平成 25 年 6 月に実施した 5 会派（兼城クラブ、市民クラブ、新政クラブ、三和クラブ、糸翔クラブ）による行政視察（東京都、北海道）に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条及び委員会条例第 6 条の規定により委員 9 人からなる平成 25 年 6 月の行政視察調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び第 10 項並びに同法第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、622,680 円以内とする。